

宮本常一先生誕生百年記念事業 実行委員会が発足

今年（平成19年8月1日）は、名誉町民の民俗学者、宮本常一先生の生誕百年になります。この記念すべき年に種々の事業を実施するため、実行委員会（会長・中本町長）がこのほど発足しました。

事業の一環として、命日にあたる1月30日には約250名が参加し、「宮本常一に学ぶ」をテーマにフォーラムが東和総合センターで開催されました。（写真）



周防大島八十八カ所遍路道の看板が整備されました

周防大島には四国八十八カ所の10分の1の「ミニ版遍路」があることが知られています。昨年、ボランティア団体として周防大島町観光協会に「へんろ部会」が結成され、イベントや観光案内を通じて大島八十八カ所の魅力を紹介しています。

この札所への道しるべとして、大島地区では以前から大島中央ライオンズクラブにより案内看板が整備されています。この看板を周防大島全域に広げようと大島ライオンズクラブでは久賀地区の9カ所を、大島オレンジライオンズクラブでは橘・東

和地区の38カ所の看板の整備を一年から進めてきました。

このたび八十八カ所全てで整備され、お地蔵様のイラスト入りの看板が町のあちらこちらに見られるようになりました。春のお彼岸も近づいてきますが、ぜひ一度八十八カ所巡りで清々しい心身の癒しを体験されたいでしょうか。



めざせ！ かしこい消費者

訪問販売で布団の購入契約をしたが解約したい

相談は 山口県消費生活センター

☎083(924)0999

売目的を隠して、扉を開けさせる手口があります。このように販売目的を隠して消費者にアプローチする行為は法律で禁止されています。訪れた事業者は「羽毛の質がよい」「などと言われ、「古い布団の下取りをする」など消費者に有利な条件を示して、新たな布団の購入を強引に勧められたといった相談が多く寄せられています。しかし、本当に使いたいものにならないかどうか、価格が適正かどうかを地元の複数の事業者に見て、比較・検討したうえで慎重に判断し契約するようにしましょう。なお、訪問販売で布団の購入契約をした場合、契約書面を受け取った日から8日以内であれば、クーリング・オフ（無条件解約）ができます。クーリング・オフ期間が過ぎた場合でも、契約内容によっては解約ができることもあります。あきらめずに県消費生活センターや各市町消費者相談窓口にご相談しましょう。

【相談】

「あいさつにきました」と自宅を訪問してきた布団の事業者に、布団の買い替えを執拗に勧められ、使用中の布団を下取りに、高額な羽毛布団の契約をした。必要もないので解約したい。

【処理】

クーリング・オフ通知の書き方・送付方法について助言した。

【ワンポイント講座】

訪問販売で、「あいさつにきました」などと言って、販